

福山市立赤坂小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成のため、児童が安心・安全な学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。また、その目的から、この規程については、児童の実態やその場の状況等に応じて柔軟に判断されるべきであり、常に内容の見直しを行っていく。

第2章 学校生活に関するこ

(登下校)

第2条 登下校については、社会の一員として、交通ルールを守り決められた通学路を登下校する。

(登校・遅刻・欠席・早退)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退について、次のことを指導し、規則正しい生活習慣をつくる。

- (1) 始業時刻は、8時20分とする。
- (2) 欠席および遅刻の場合は、連絡帳や電話・フォームで連絡を必ずする。電話・フォーム連絡の場合は、7時30分～8時20分の間にする。
- (3) 早退する場合は、学校から保護者へ連絡し、原則学校へ迎えに来てもらうこととする。
- (4) 登校後は、安全のため、校内で過ごし、忘れ物は原則としてとりに帰らない。

(服装、身なり等)

第4条 校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める基準服を正しく着用する。

(1) 服装

- ①白色のカッターシャツ、ブラウス、またはポロシャツ。紺色の半ズボン、または紺色のスカート、イートン。
冬季には、ジャンバー、長ズボン、タイツ、レギンス（できるだけ華美でないもの）は、状況に応じて着用してもよい。また、手袋、マフラー、ジャンパー等の防寒具を登下校時に着用してもよい。ただし、原則として、防寒具は登下校時のみ使用し、使わないときはランドセルに片づけておく。
- ②靴下は、白色、紺色、黒色の無地とする。（ワンポイント可）
- ③通学靴は、運動にふさわしいものを履く。
- ④帽子は、黄色のもの、夏季は白色を着用する。

(2) 体育時の服装

- ①体操服は、半袖体操服、ハーフパンツ、赤白帽子（ゴムひもをつける）、状況に合わせて、長袖・長ズボンを着用してもよい。

(3) 頭髪・格好

- ①染髪、マニキュア、ペディキュア、化粧、アクセサリー（ミサンガを含む）等はしない。

(4) 持ち物

- ①持ち物には必ず記名し、学校へは学習に関係あるものだけ持ってくる。
- ②携帯電話、その他の通信端末等は、原則学校へ持ち込まない。登下校の安全確保のために持参する場合は、保護者が学校へ前もって連絡をする。

第5条 校内の生活については、安全、安心、児童の自立と自律を目的に次のように規定する。

(1) 授業

- ①時間を守る。

(2) 休憩時間

- ①特別教室、体育館、他の教室等に用事がある時は、教師に聞いてから入る。

- ②ろうか等、安全に気を付けて右側を歩く。

- ③ボール遊びは、昇降口や花壇まわり以外の場所で行う。サッカーや野球は、指定された時間に、第2グラウンドで行う。

(3) 保健室の利用

- ①児童が保健室を利用する際は、必ず担任にその旨を伝える。

(4) 給食

- ①ワゴンや食缶の返却時刻（普段は13:00）に遅れないように給食を終了する。

(5) 掃除

- ①掃除時間5分前に掃除場所に移動する。

(6) その他

- ①学校内外の公の施設設備・備品を破損した場合や発見した場合は、職員室に届け出る。破損については、故意である場合は弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章では、保護者責任を基本としながらも、児童の健全育成をめざして規定する。なお、触法行為があった場合または、疑われる場合には、学校が関係機関に通報、相談、通告を行う。

（家庭・地域での生活）

第6条 家庭・地域では、次の事項を守り、安全・安心かつ健全に生活ができるようにする。

(1) 外出する場合

- ①行き先・帰宅時刻を家族に伝える。

- ②知らない人にはついて行かない。困った時は「こども110番の家」か、近くの家に助けを求める。

- ③児童だけで外出する際には、赤坂学区内にする。（病院や習い事等で赤坂学区内に外出する際は、行き先や帰る時刻を家族に伝える。）

(2) 帰宅時刻

夏（4月～9月）午後6時までに帰る。

冬（10月～3月）午後5時までに帰る。

(3) 放課後、学校に来た場合

- ①乗ってきた自転車は、決められた場所（体育館の西側）に整頓して駐輪する。

- ②自分たちの出したごみは持ち帰る。

- ③校舎内に用事がある時は、職員室で先生の許可を得る。帰る時も職員室を訪ねる。

(4) 禁止事項

- ①カード、ゲーム、金銭等の貸し借り、おごり合い

- ②エアガン等の飛び道具・玩具、ライター、マッチ、爆竹等の危険物の使用

- ③子どもだけで、ゲームセンター等の遊戯場、河川・海等で遊ぶこと

- ④空き家、工事現場等に行くこと

- ⑤その他、万引き、自転車盗、火気乱用、無断外泊、夜間徘徊・外出の行為や触法行為は、児童の反省・更生・成長のために、原則、警察に連携・相談・通報する。